

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

遊佐町・食べる手・作る手・つないだ食の再興計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山形県飽海郡遊佐町

3 地域再生計画の区域

山形県飽海郡遊佐町の全域

4 地域再生計画の目標

遊佐町は、山形県の北部に広がる庄内平野の北端に位置し、東は東北の秀峰鳥海山をいただき、西は日本海に面している。肥沃で平坦な地形、豊富な水資源、適度な海からの季節風等、良質米産地としての条件が整っており、稲作を基幹作物とし、海岸砂丘を利用したメロン、大根等の野菜栽培、中山間部における養豚を中心とした畜産を活用した複合経営が展開されてきた。農地全体の87%を占める水田を活用した米は、その生産量の約半分が産直提携している生活協働組合に出荷販売されている。

また、当町のJA庄内みどりは、昭和63(1988)年から首都圏の生活協同組合と提携し、生産者と消費者が品種、農法、品質、数量、価格について直接話し合い、生産、流通、販売を行っている米である「共同開発米」生産に取り組んでいる。この取り組みは、当初は取組面積24ha、集荷俵数2,273俵から始まったが、現在では10万俵を超える規模と、遊佐町の水稲作付面積の約半分を占めるようになり、地域農業全体にも大きな影響を持つようになった。

しかし、水稲の生産調整面積は米の需要量の低下に伴い年々拡大しており、水稲生産を主体としている当町では、水田の活用が課題となっている。また、高齢化・過疎化の進行により以前のような維持管理は難しくなると考えられ、農業の効率化により条件の悪い農地の耕作放棄が危惧される状況にある。

加えて、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保を図りたいといった課題がある。

これら水田機能の維持、食料自給率の向上、食の安全・安心の確保といった課題を解消する手段として飼料用米の生産振興が考えられる。しかし飼料用米の生産は輸入穀物

との価格差が大きく、経済的な面からその振興を図ることが困難であるため、都市と農山村との交流を活かした取組が必要と考えられる。

具体的には、生産者と消費者（農村と都市）を主たるメンバーとした NPO を主体として、飼料用米の生産を通じて食料自給率と国内農業への影響について消費者（都市）の理解を得る方法を検討して、参加を促す仕組みを構築することや、飼料用米を食べて育った豚肉の消費価格、生産の在り方等を含めた調査検討を行いたいと考えている。

当町は、これまで JA と生協との関係から、水稻生産に不可欠な水を守るとの観点から合成洗剤使用を控えてせっけんを使う合成洗剤追放運動や水源近くのアルミ再処理工場の移転運動などが行われた。こうした運動が基となり、平成 2 年には当町において「月光川の清流を守る基本条例」が制定された。その後、平成 10 年度に「遊佐町環境基本計画」、平成 14 年度に「遊佐町環境基本条例」を策定し総合的な環境施策の実施を図っている。

このようなことを背景として、昨年度には農地の保全と食料自給率向上を目指して構造改革特区の認定を受け、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業によって、耕作放棄地等を活用した NPO 法人による飼料用米生産への取組を始めている。併せて、持続的協働食料生産計画として認定された地域再生計画の都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化施策の支援を通じてグリーンツーリズム等の推進を図りたいと考えている。

今回の計画では、「遊佐町・食べる手・作る手・つないだ食の再興計画」をテーマにこうした生産者と消費者の枠を越えて、農産物生産課題、農業の成り立つ背景となる自然環境の理解や地域づくりへの認識を深めたい。飼料用米による水田の活用や食農学習や交流の促進によるグリーンツーリズムに活用し、農村地域の再生を目指す。

（目標 1）飼料用米生産の推進（飼料用米生産面積を 20ha から 50ha へ増加）

（目標 2）食育を活用したグリーンツーリズムによる観光客の誘致

（36 千人から 47 千人へ増加）

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

飼料用米プロジェクト（参加団体：遊佐町庄内みどり農業共同組合、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、(株)平田牧場、JA 全農山形県庄内）の実施を中心として、国内食料自給率向上に関する運動の推進と循環型社会の実現に向けた協働取組の推進を図るため、食料自給率向上特区計画での飼料用米栽培実験の取組や運動としての普及拡大のために都市と地方が協力して実践していくことを目指す。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

(1) 支援措置

地域再生に資する NPO の活動支援 (C 2 0 0 1)

(NPO 法人による飼料用米生産による食料自給率向上に関する調査・検討事業)

飼料用米生産による食料自給率向上に関する調査・検討事業として以下の事業を実施する。

飼料用米生産の実施に向けた生産費調査

飼料用米の生産費の検討材料とするため、農家の人件費、資材費等の費用調査を NPO で実施し、客観的な生産費を算出することにより、飼料用米生産価格に関する議論に反映する。

消費者交流活動の実施

飼料用米生産に関する消費者の理解を促すために、夏期 (生育期) ・秋期 (収穫期) による現地見学会を実施し、消費者の参加を得る。また、交流会参加者には、下記シンポジウムへの協力をお願いし、消費者の生の声としてシンポジウムの議論に反映させる。

飼料用米生産に関する PR イベントの開催

消費者を対象とした食料自給率に関する課題をテーマとしたシンポジウムを東京都内で開催し、食料問題と国内農業の課題に関する社会的認識を促す機会を設定する。その際に飼料用米を食べた豚肉の試食や消費者負担の在り方に関するアンケート調査を実施し、豚肉の消費価格に関する意見の徴収を図り、価格設定の判断材料として活用する。

6 計画期間

平成 1 7 年度 ~ 平成 2 1 年度

7 目標の達成に係る評価に関する事項

計画終了後に、遊佐町において 4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。必要に応じて飼料用米プロジェクト (参加団体 : 遊佐町庄内みどり農業共同組合、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、(株)平田牧場、JA 全農山形県庄内) において評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(1) 環境保全型農業の推進

飼料用米生産を軸として家畜堆肥の農地投入や生ごみの飼料化による家畜飼料添加を促進し、地域における物質循環を促進する。

(2) グリーンツーリズム事業の推進

グリーンツーリズム推進計画に基づき、農業生産のみによらず、自然体験や農家民泊等の都市農村交流を事業として推進する必要性が生じると考えられる。子供たちを対象とした夏休みを中心としたプログラムや大人を中心とする田舎体験プログラムを推進する。

(3) 構造改革特区の活用

平成 17 年 3 月 28 日に認定された「食料自給率向上特区」(地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業)により、遊佐町が農地所有者から一旦農地を借り受け、これを NPO 法人に貸し付ける。

NPO 法人は、遊佐町との間で 事業の内容 事業を行う農地の所在、面積 農地の管理方法等を定めた協定を締結し、所定の法令手続きを経て飼料用米の生産を開始する。

なお、この NPO 法人は、今回の地域再生計画で活動支援を予定している NPO 法人と同一である。

(4) 地域再生計画(昨年度認定)の活用

平成 17 年 3 月 28 日に構造改革特区と併せて認定された「持続的協働食料生産計画」において、生産者と消費者の一層の連携強化を図るため、意見交換や農業体験、シンポジウムの開催等以下の取組を「都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化」を活用しながら実施することとする。